

資料 1

滋賀県公共事業評価監視委員会

令和 2 年 2 月 19 日

「今後の方針」について（第 3 回委員会審議案件）

社会資本総合整備計画

- 1) 滋賀・京都交流圏域における観光・スポーツ振興による広域的地域活性化計画
- 2) 岐阜・滋賀交流圏域における観光振興による広域的地域活性化計画
- 3) 福井と滋賀を結ぶ旧街道を軸とする福井滋賀交流圏域における広域観光活性化計画

農山漁村地域整備計画

- 4) 琵琶湖と人々の暮らしを支える森林整備計画（その 2）
- 5) 滋賀県農業・農村振興地域整備計画

今後の方針（案）に対する意見

滋賀県公共事業評価監視委員会

番号	計画名	滋賀・京都交流圏域における観光・スポーツ振興による広域的地域活性化計画	事業主体	滋賀県
			施行箇所	県下全域

（今後の方針について）

- ・ 滋賀県の道路整備計画である滋賀県道路整備アクションプログラム2018に基づき、事業を着実に進められたい。

今後の方針

滋賀県土木交通部道路課

番号		計画名	滋賀・京都交流圏域における観光・スポーツ振興による広域的地域活性化計画	事業主体	滋賀県
				施行箇所	県下全域

(今後の方針について)

- ・ 滋賀県の道路整備計画である滋賀県道路整備アクションプログラム2018に基づき、事業を着実に進める。

今後の方針（案）に対する意見

滋賀県公共事業評価監視委員会

番号	計画名	岐阜・滋賀交流圏域における観光振興による広域的 地域活性化計画	事業主体	滋賀県
			施行箇所	県下全域
<p>(今後の方針について)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 滋賀県の道路整備計画である滋賀県道路整備アクションプログラム2018に基づき、事業を着実に進められたい。・ 木之本長浜線 森・祇園工区について、事業を継続して進められたい。				

今後の方針

滋賀県土木交通部道路課

番号	計画名	岐阜・滋賀交流圏域における観光振興による広域的 地域活性化計画	事業主体	滋賀県
			施行箇所	県下全域

(今後の方針について)

- ・ 滋賀県の道路整備計画である滋賀県道路整備アクションプログラム2018に基づき、事業を着実に進める。
- ・ 木之本長浜線 森・祇園工区について、事業を継続して進める。

今後の方針（案）に対する意見

滋賀県公共事業評価監視委員会

番号		計画名	福井と滋賀を結ぶ旧街道を軸とする福井滋賀交流圏域における広域観光活性化計画	事業主体	滋賀県
				施行箇所	県下全域
<p>（今後の方針について）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 滋賀県の道路整備計画である滋賀県道路整備アクションプログラム2018に基づき、事業を着実に進められたい。 ・ 国道303号 音羽工区について、事業を継続して進められたい。 					

今後の方針

滋賀県土木交通部道路課

番号	計画名	福井と滋賀を結ぶ旧街道を軸とする福井滋賀交流圏域における広域観光活性化計画	事業主体	滋賀県
			施行箇所	県下全域

(今後の方針について)

- ・ 滋賀県の道路整備計画である滋賀県道路整備アクションプログラム2018に基づき、事業を着実に進める。
- ・ 国道303号 音羽工区について、事業を継続して進める。

今後の方針（案）に対する意見

滋賀県公共事業評価監視委員会

番号	計画名	琵琶湖と人々の暮らしを支える森林整備計画（その2）	事業主体	滋賀県
			施工箇所	大津市 他
<p>○今後の方針の案について</p> <p>今後も、農山漁村地域整備交付金及びその他補助金を活用しながら、「琵琶湖森林づくり基本計画」に基づき、琵琶湖と人々の暮らしを支える滋賀県の森林づくりを進める必要がある。</p>				

今後の方針

滋賀県琵琶湖環境部森林保全課

番号	計画名	琵琶湖と人々の暮らしを支える森林整備計画（その2）	事業主体	滋賀県
			施行箇所	大津市他

（今後の方針について）

引き続き農山漁村地域整備交付金及びその他補助金を活用しながら、「琵琶湖森林づくり基本計画」に基づき、琵琶湖と人々の暮らしを支える滋賀県の森林づくりを進める。

今後の方針（案）に対する意見

滋賀県公共事業評価監視委員会

番号		計画名	滋賀県農業・農村振興地域整備計画	事業主体	滋賀県
				施工箇所	大津市 他
<p>○今後の方針の案について</p> <p>農林水産業を維持発展させるため、農業生産基盤の整備・農村の振興は重要である。</p> <p>農業農村整備事業の実施にあたっては、「滋賀県農業・水産業基本計画」に掲げる重点施策の実現に向け、引き続き地域のニーズに合わせ農山漁村地域整備交付金や補助事業を有効に活用し、計画的な事業の推進に取り組まれない。</p> <p>本計画期間内で継続中の地区については、引き続き次期計画に位置づけ、事業効果の早期発現に努められたい。</p>					

今後の方針

滋賀県農政水産部耕地課

番号	計画名	滋賀県農業・農村振興地域整備計画	事業主体	滋賀県
			施行箇所	大津市他

(今後の方針について)

農林水産業を維持発展させるため、農業生産基盤の整備・農村の振興は重要であり、農業農村整備事業の実施にあたっては、「滋賀県農業・水産業基本計画」に掲げる重点施策の実現に向け、引き続き地域のニーズに合わせ農山漁村地域整備交付金や補助事業を有効に活用し、計画的な事業の推進に取り組む。

本整備計画期間内で継続中の地区については、引き続き次期整備計画に位置づけ、事業効果の早期発現に努める。